

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京丹後市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京丹後市長

公表日

令和5年10月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>① 保護の決定及び実施に関する業務 ② 就労自立給付金の支給又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③ 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ④ 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>※特に医療オンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専門端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 3 京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例(平成27年12月22日京丹後市条例第60号。以下「番号条例」という。)第4条第1項 別表第1の24の2の項 4 京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例施行規則(平成29年6月5日京丹後市規則第23号。以下「番号規則」という。)第24条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠: 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・別表第二における情報照会の根拠: 26の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・情報提供の根拠: 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ・情報照会の根拠: 第19条 3 番号条例第4条第2項及び別表第2 ・情報照会の根拠: 25の項 4 番号規則 ・情報照会の根拠: 第54条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康長寿福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

問合せ先	京丹後市総務部総務課 電話 0772-69-0140
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地 京丹後市健康長寿福祉部生活福祉課 電話 0772-69-0310

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月1日	I 1. ②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。	事後	
平成30年10月1日	I 1. ②事務の概要	②就労自立給付金の支給に係る事務	②就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に係る事務	事後	
平成30年10月1日	I 5. ②所属長の役職名	奥垣 由美子	課長	事後	
平成30年10月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	企画総務部 総務課	総務部 総務課	事後	
令和1年6月28日	I 1. ①事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ① 保護の決定及び実施に関する業務 ② 就労自立給付金の支給に係る事務 ③ 保護に要する費用の返還金又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ① 申請の受理 ② 保護の決定及び実施に関する業務 ③ 就労自立給付金の支給に係る事務若しくは進学準備給付金の支給 ④ 保護に要する費用の返還金又は徴収金の徴収に関する事務	事後	
令和1年6月28日	I 1. ③システムの名称	生活保護システム	生活保護システム、団体内統合アテナシステム、中間サーバー	事後	
令和1年6月28日	I 4. ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠: 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・別表第二における情報照会の根拠: 27、42、45の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・情報提供の根拠: 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 ・情報照会の根拠: 第19条	1 番号法第19条第7号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠: 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 ・別表第二における情報照会の根拠: 26の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・情報提供の根拠: 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 ・情報照会の根拠: 第19条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ②所属長の役職名	課長	生活福祉課長	事後	
令和1年6月28日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 TEL(0772)69-0140	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 京丹後市総務部総務課 TEL 0772-69-0140	事後	
令和1年6月28日	I 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	健康長寿福祉部 生活福祉課 TEL(0772)69-0310	〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地 京丹後市健康長寿福祉部生活福祉課 TEL 0772-69-0310	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		新様式の追加による	事後	
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事前	番号法の改正に伴う変更(令和3年9月1日施行分)
令和5年6月19日	I 1. ②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ① 申請の受理 ② 保護の決定及び実施に関する業務 ③ 就労自立給付金の支給に係る事務若しくは進学準備給付金の支給 ④ 保護に要する費用の返還金又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ① 保護の決定及び実施に関する業務 ② 就労自立給付金の支給又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③ 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ④ 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事前	
令和5年6月19日	I 3. 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第15条	1 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第15条 3 京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例(平成27年12月22日京丹後市条例第60号。以下「番号条例」という。)第4条第1項 別表第1の24の2の項 4 京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例施行規則(平成29年6月5日京丹後市規則第23号。以下「番号規則」という。) 第24条2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月19日	I 4. ②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号及び別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二における情報提供の根拠: 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 ・別表第二における情報照会の根拠: 26の項 <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の根拠: 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 ・情報照会の根拠: 第19条 	<p>1 番号法第19条第8号及び別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二における情報提供の根拠: 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・別表第二における情報照会の根拠: 26の項 <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の根拠: 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ・情報照会の根拠: 第19条 <p>3 番号条例第4条第2項及び別表第2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会の根拠: 25の項 <p>4 番号規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会の根拠: 第54条の2 	事前	
令和5年10月26日	I 1. ②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保護の決定及び実施に関する業務 ② 就労自立給付金の支給又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③ 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ④ 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 	<p>生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保護の決定及び実施に関する業務 ② 就労自立給付金の支給又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③ 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ④ 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 <p>※特に医療オンライン資格確認については、以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月26日	I 1. ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合アテナシステム、中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専門端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	